



(多淵会長)

- ・教育長からの苦渋に満ちたあいさつをうかがった。

(川崎次長)

- ・経緯説明(資料1)

(多淵会長)

- ・補助金の問題で、設計変更は不可能の方向であり、外周濠が破壊することはやむを得ないという教育委員会の方針ですね。

(川崎次長)

- ・内周濠の設計変更を保健福祉部にやっていただいた。それ以外は記録保存もやむを得ないと判断している。
- ・教育長から、再度、お願いしたが、補助金で今年度中に着工しないといけないという話であった。
- ・記録保存でやむを得ないという判断である。

(多淵会長)

- ・通常的设计なら、ベタ基礎で遺構が保存できたと思う。扇状の階段を成立させるため、重量が南東に傾いている。
- ・個人的には設計の方法がいくつかあると思う。知的障がい者の施設では、階段をつくらぬ方がよい。あれさえなければ、もっと浅いベタ基礎でいけたと思う。
- ・別の設計者に頼んだら、周濠を壊さない建物が建てられるかもわからない。設計料が必要になるが。

(藤原教育長)

- ・もともとあの場所しかなかったのかという思いがある。
- ・個人的意見だが、あの土地は市が貸すわけだから、コンクリートの頑丈な建物が本当に必要なのか？ただし、障がい者が作業するわけだから、安全は確保させられないといけない。
- ・設計者としても、設計変更案の方がいいが、それでは3月着工が間に合わないということ。
- ・3月着工を延期するよう努力はしてみたが、できなかった。

(村川委員)

- ・今回の話を元の状態、白紙の状態に戻すことはできないか？
- ・なかよし福祉会が、この場所に構造物をつくるということについて、どうして土地開発公社が周知の遺跡である金津山古墳の周濠場所を提供したのか？
- ・文化財保護審議会の中に保存整備委員会をつくったが、震災で保存整備事業が凍結した。
- ・補助金の問題もあって、前回の審議会の結論となった。
- ・しかし、二重周濠がみつかって、話が変わった。
- ・市側にも不手際はあった。
- ・5世紀の遺構を後世に残していくか、ここで壊してしまうのか。
- ・あの土地は、金津山古墳の周濠を保存するために、市に買っていたのに、今回の話はおかしい。

(神木委員)

- ・時間の問題を別にすると、設計変更は可能ということ。
- ・設計変更が可能であるのに、時間切れだけが理由なら、何とか避けるべき。
- ・関係者との接触は、どんな感触か？

(藤原教育長)

- ・直接的な答えは聞いていない。
- ・補助金を返還したら、御破算になるということ。
- ・期限のある補助金のように、返すともう出来なくなる。

(神木)

- ・貴重な文化財が出てきた事情があるので、一度、話を御破算にして、来年度、もう一度という話が、本当にできないか？
- ・審議会として、中途半端にはできない。
- ・教育長、多淵会長の話で、設計変更可能ということであるが、本当に何とかならないか？
- ・市の責任は重い。

(村川委員)

- ・設計変更はわけなくできる。大阪の教育会館は、ピロティ-方式で難波宮の遺構を残して8階、10階建ての建物を造っている。森の宮貝塚も労働会館で残されている。
- ・壊すと記録の上でしか残らない。今後、金津山古墳の整備があった場合、遺構は再生できない。
- ・この工事にかかれば歴史的に悔いを残す。

(藤原教育長)

- ・芦屋市教育員会としては、悔いが残るようなことは避けたい。
- ・今から数十年後に、この工事が原因と言われる。
- ・土地開発公社に別の土地にするように言ったが、他の場所はないということ。

(村川委員)

- ・教育長の苦渋を十分に察する。

(松本部長)

- ・市保有土地検討委員会が土地の利用を決める。
- ・その委員に文化財関係者は入っていない。
- ・副市長から、今後、文化財担当に連絡する。申し訳なかったということ。

(藤原教育長)

- ・芦屋市は、この数年で市有地のほとんどを売り払ってしまった。
- ・唯一残っているのが、市立芦屋高校。
- ・芦屋市が金津山古墳を提供したのは、文化財の知識が低かった。
- ・今回の話を教育委員会が知ったのは、話がすべて出来あがった後。
- ・芦屋市教育委員会との連絡が不十分だったという気持ちはある。
- ・一重目の周濠さえ救えたら、二重目が出てきても記録保存でいいという判断があった。
- ・確認調査でも運悪く、外周濠が見つからなかった。二重目の周濠があった場合を考えておくべきであった。

(多淵会長)

- ・一重目の周濠は確実にあるが、二重目の周濠は確認調査で見つかっていなかったのので、前回、設計変更を認めざるを得なかった。
- ・あの段階では、判断できなかった。
- ・遺構が壊れないまでも、重要な場では、敷地の全体にトレンチ調査するべきであった。
- ・審議委員として、工事には賛成できないという立場。

- ・我々に瑕疵があるのは、一重目の周濠しかない前提で審議したこと。
- ( 神木委員 )
- ・前回、新しい事態が起きても、回答が決まっているという確認はしましたか？
- ( 川崎次長 )
- ・教育委員会と保健福祉部との協議の中で、内周濠を保存できたら、後は記録保存という話がでた。
  - ・審議会の中では、確認はとっていない。
- ( 藤原教育長 )
- ・私自身は、周濠は残すが、その他は記録保存という思いがあった。
  - ・外濠がでてきたという結果から、我々の立場としては何とか残せないかという気持ち。
- ( 多淵会長 )
- ・トレンチを設定する場所で、新たな結果が出てきた時のことを話し合わなかった。
  - ・我々としては、設計変更を強く要望したいという意見。
  - ・本音は、その場所に建物を建ててほしくない。
  - ・建物の建設は認めるが、遺構の破壊は認めない。
- ( 藤原教育長 )
- ・今日の話は、市長・副市長に直接伝える。
- ( 神木委員 )
- ・明渡しに時間がある。
  - ・どうか事情を配慮してもらえないか？
- ( 教育長 )
- ・なかよし福祉会には悪いことをしていると思っている。
  - ・我々は記録保存で何とかしてくださいという方針だったが、本日の審議でもっと努力をすべきということで受け取る。
- ( 多淵会長 )
- ・一層の努力をお願いしたい。
- 
- ( 2 ) 旭塚古墳保存について
- ( 川崎次長 )
- ・旭塚古墳の整備について、資料 2・3 を用いて説明。
  - ・土地は旭化成より市に寄付され、生涯学習課が管理する。
  - ・維持・管理に手間がかからない保存・整備方法をとりたい。
  - ・道路面にフェンスを設けて敷地内に入れなければ、事業者の協力は得られない。
- ( 村川委員 )
- ・石室は埋め土をして、石材が落ちないようにしないといけない。
  - ・墳丘は分かっている範囲で、多角形墳として整備。
- ( 藤原教育長 )
- ・将来的に市指定史跡にしたいと思っている。
  - ・私としては埋め戻さないで公開したい。
- ( 多淵会長 )
- ・石室の天井石がないなら、石室の 2 / 3 を埋めて石が倒れてこないようにしないといけない。
- ( 村川委員 )

- ・一番上の石の半分までは埋めないといけない。
- ・子供が落ちる。石が崩れることを防がないといけない。
- ・多角形、貼り石を復元しないといけない。

(藤原教育長)

- ・石室を埋めるのは、土の方がいいか、砂の方がいいか？

(村川委員)

- ・土の方がいい。

(多淵会長)

- ・造成で生じた土を入れたらいいのではないか。

(教育長)

- ・景観を考えると、芝生や木を植える必要があるのでは。

(多淵会長)

- ・整備工事中、調査担当者が立会う必要がある。
- ・墳丘の裾の状況を復元した絵を教育委員会で作成し、事業者にお願いする。

(森岡主査)

- ・費用があると、土器の模型を作ってもいい。ただ、壊される可能性が高い。

(多淵会長)

- ・木は根で古墳に影響がでる可能性があるので、注意が必要。

(村川委員)

- ・金津山古墳も松の木が墳丘に影響を与えている。

(森岡主査)

- ・多角形部の貼り石をセメントによる固定にするか、その全面に新たに石垣を設けるか、どちらを選択するか。
- ・中山荘園古墳の例を参考にした方が良くと思う。

(多淵会長)

- ・私は実物を見せた方が良くと思う。もし、どうしてもというなら、似たような石でみせる。

(3) その他

(川崎次長)

- ・資料を用いて説明
- ・正岡子規の日記を市文化財として指定できるかどうか。

(多淵会長)

- ・芦屋市の方針。文化財の指定について、ある一定の基準がいる。
- ・文化財保護審議会は、諮問を受け、審議し、答申する機関。建議する場合もあるが。
- ・私は、候補にしてもいいと思う。ただし、その理由・根拠が必要。

(藤原教育長)

- ・芦屋市の文化財として、どこに根拠を置くのか？

(多淵会長)

- ・本来は松山の子規記念館に寄贈されるのがいい。

(藤原教育長)

- ・芦屋市で指定すると、全国の各分野からクレームがでる可能性はないか？

(多淵会長)

- ・稲畑コレクションを一括してなら指定できるかもしれない。これ一つだけなら難し

い。

- ・近代俳句一括でできるかどうか、検討してほしい。

(藤原教育長)

- ・富田碎花のものは、現在、整理している。

(藤原教育長)

- ・金津山については、市長にも動いてもらわないといけない。
- ・今後、どういう変化があるかは、審議委員に逐一報告する。

以 上